様式第１号

年　　月　　日

福　山　市　長　　　　様

浄化槽設置者　住所

　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**住宅の屎尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い**

　私の住宅については使用状況が下記のとおりであり、屎尿浄化槽の処理対象人員が『建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302：2000）』の建築物用途別処理対象人員算定基準の表による算定では明らかに実情に添わないため、同算定基準ただし書の適用をお願いします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 設置場所 |  |
| 2 | 住宅の規模（延べ面積） | 住宅部分 | ㎡　 |
| その他の用途部分 | ㎡　 |
| 3 | 従前に設置している浄化槽 | 有（　　　　人槽）　　・　　無　　 |
| 4 | 居住人員及び居住者名 | JIS式対象人員 | 人　　 |
| 実居住人員　※１ | 人　　 |
| 予定居住人員　※２ | 人　　 |
| 当該住宅に居住する者（居住予定者を含む）※３ | 氏名 | 続柄 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 5 | 井戸水等使用の有無 | １　使用していない　　　　２　使用している |
| 6 | 年間最大水道使用量実績 ※４ | ㍑／戸・日　　 |
| 7 | 年間最大井戸水等使用水量実績 ※５ | ㍑／戸・日　　 |
| 8 | 予測水道使用量 ※６ | ㍑／戸・日　　 |

注）　※１及び※２が３人以下である場合は、項目5以降に記載する必要はありません。

（裏）

※１　現在居住している人員数を記載してください。

※２　子供の出生等により世帯人員が増加する予定がある場合は、その人員数を含めた人員数を記載してください。また、世帯人員が増加する予定がない場合は、実居住人員を記載してください。

※３　居住予定者は、氏名を括弧書きで記載してください。また、世帯人員の増加が子供の出生等による場合は、「（出生等）」と記載してください。

※４　住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準第１項第３号により適用する場合は、最近１年間の水道使用量を明らかにする資料（上下水道局発行：納入証明書又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し）の内、最も使用量の多い期間の使用量を１日あたりに換算して求めた値を記載してください。

また、最近１年間の水道使用量を明らかにする資料を添付してください。

※５　住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準第１項第３号ロにより適用する場合は、最近１年間の井戸水等使用量を明らかにする資料（メーター等を設置して井戸水等の使用量が把握できる場合に、概ね２ヶ月ごとにその使用量を記録した資料）の内、最も使用量の多い期間の使用量を１日あたりに換算して求めた値を記載してください。

また、最近１年間の井戸水等使用量を明らかにする資料を添付してください。

※６ ・水道のみ使用している場合の予測水道使用量（㍑／戸・日）

 ＝　年間最大水道使用量実績（㍑／戸・日）／実居住人員×予定居住人員

・井戸水を使用している場合の予測水道使用量（㍑／戸・日）

 ＝｛年間最大水道使用量実績＋年間最大井戸水等使用量実績（㍑／戸・日）｝

 ／実居住人員×予定居住人員

・従前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量（㍑／戸・日）

＝上記２式で得た値×**200／150**

様式第２号

**誓　　約　　書**

年　　月　　日

福　山　市　長　　　　様

浄化槽設置者　住所

　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　今般、広島県　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　において浄化槽を設置するに当たり、『建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302:2000）』に基づく処理対象人員の算定方法では、住宅の延べ面積が130㎡を超えることにより処理対象人員が７人となり、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

　このため、同基準のただし書の適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が5人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事情の変化等によっては、浄化槽を自らの責任において埋め替える必要が生じる場合があることも十分理解した上で、下記記載事項並びに関係都書記載事項に相違ないことを誓約します。

記

以上

１　当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って、１日当たりの最大水道使用量が１,０００ﾘｯﾄﾙを超えることとなる人員が居住することはありません。

２　浄化槽法に基づく、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置する者の義務であり、本規定を遵守することにより、生活環境を保全します。

３　前記１の項に相違する事態となった場合、並びに定期検査または行政庁が行う検査の結果が「不適正」と判定された場合は、浄化槽の埋め替えを行うなど、行政庁の指導に従い、責任をもって速やかに改善措置を講じます。

４　その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。

５　浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ。）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。